

鳥栖市市制施行70周年記念事業協賛イベント事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥栖市市制施行70周年を記念し、全市的な祝賀機運を醸成するため、協賛イベント事業の承認及び冠称、テーマ、シンボルマーク（以下「冠称等」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 協賛イベント事業は、次の各号の要件をいずれも満たす事業とする。

- (1) 企業、学校、その他団体等が鳥栖市の周年記念の趣旨に賛同して実施する事業
- (2) 令和5年度及び令和6年度中に実施される事業
- (3) 原則として鳥栖市内で実施される事業

(協賛イベント事業の申請)

第3条 協賛イベント事業を実施しようとする者は、別記様式第1号を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、協賛イベント事業として承認し、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請のあった事業が次のいずれかに該当する場合は、これを協賛イベント事業として承認せず、別記様式第3号により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (2) 政治的又は宗教的な目的のため申請しようとするもの
- (3) 専ら企業や団体等、個人のPRのみを目的としたもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団が関与するもの
- (5) その他、承認が適当でないと市長が認めるもの

(支援内容)

第4条 市長は、協賛イベント事業の承認を行ったときは、その事業の名称、主催者、実施日時、事業内容等について市ホームページへの掲載等の方法により、支援することとする。

2 その他、市は協議の上で必要と認められる支援を行うものとする。

(冠称等の使用)

第5条 協賛イベント事業の主催者は、協賛イベント事業として承認を受けた事業について、冠称等を使用することができる。ただし、所管課より市の後援等を受けることが許可された事業については、この限りではない。その場合は、所管課より政策部総合政策課へ事業内容等の報告を行い、冠称等の使用を許可することができる。

- 2 使用期間は、令和5年度及び令和6年度限りとする。
- 3 冠称は、「鳥栖市市制施行70周年記念（事業）」とする。
- 4 テーマは、「ななまる・はなまる・つなぐ鳥栖」とする。
- 5 シンボルマークは、別図のとおりとする。

（事業内容の変更等）

第6条 協賛イベント事業の主催者は、承認を受けた事業を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、直ちに市長に申し出なければならない。

（承認の取消し）

第7条 市長は、協賛イベント事業又はその主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによって生じる主催者の損失は、一切補償しない。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき
 - (2) 申請に虚偽の内容があったとき
 - (3) 第3条第3項各号に該当したとき
 - (4) 承認に際して付された特記事項に違反したとき
 - (5) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為があったとき
- 2 協賛イベント事業の承認の取消しを受けた主催者は、その旨を広く周知するとともに、冠称やロゴマークの削除等、適切な対処をしなければならない。

（事業の実施報告）

第8条 協賛イベント事業の主催者は、当該事業が終了したのち、速やかに別記様式第4号を提出するものとする。

（庶務）

第9条 協賛イベント事業の取扱いに関する庶務は、鳥栖市政策部総合政策課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年7月3日から施行する。